

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年9月22日(2022.9.22)

【公開番号】特開2022-6269(P2022-6269A)

【公開日】令和4年1月13日(2022.1.13)

【年通号数】公開公報(特許)2022-005

【出願番号】特願2020-108421(P2020-108421)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】令和4年9月12日(2022.9.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球を用いた遊技が可能であって、遊技球が流下可能な遊技領域を有する遊技盤に備えられた始動口への入球に基づいて抽選を行い、前記抽選の結果に基づいて遊技者に利益を付与する弾球式の遊技機において、

前記遊技盤には、演出に関する電子部品が実装されており、前記電子部品が接続される銅箔のパターンを有する演出基板を備え、

前記演出基板は、外周が所定形状に形成されており、前記銅箔のパターンの外周縁は前記演出基板の外周の切断端縁から所定の銅箔控え距離内側に設けられ、

前記演出基板は、基板面の略全域に白色のソルダレジストが施され、

前記演出基板は、前記白色のソルダレジストを設けない特定領域を備え、

前記特定領域は前記演出基板の切断端縁から前記白色のソルダレジストが所定のレジスト控え距離内側に設けられることで形成された領域であり、

前記銅箔控え距離と前記レジスト控え距離を比較すると前記銅箔控え距離の方が長く、前記白色のソルダレジストの端縁は前記演出基板の切断端縁と前記銅箔のパターンの外周縁の間に設けられ、

前記演出基板には円弧状の切り欠きが設けられており、前記白色のソルダレジストの端縁は前記切り欠きから所定距離離れて同心円状に設けられる

ことを特徴とした遊技機。

30

【請求項2】

始動レバーが操作されることに基づいて抽選手段による抽選を行い、前記抽選の結果に基づいて遊技者に利益を付与する回胴式の遊技機であって、

前記遊技機は、演出に関する電子部品が実装されており、前記電子部品が接続される銅箔のパターンを有する演出基板を備え、

前記演出基板は、外周が所定形状に形成されており、前記銅箔のパターンの外周縁は前記演出基板の外周の切断端縁から所定の銅箔控え距離内側に設けられ、

前記演出基板は、基板面の略全域に白色のソルダレジストが施され、

前記演出基板は、前記白色のソルダレジストを設けない特定領域を備え、

前記特定領域は前記演出基板の切断端縁から前記白色のソルダレジストが所定のレジスト控え距離内側に設けられることで形成された領域であり、

50



記白色のソルダレジストの端縁は前記演出基板の切断端縁と前記銅箔のパターンの外周縁の間に設けられ、

前記演出基板には円弧状の切り欠きが設けられており、前記白色のソルダレジストの端縁は前記切り欠きから所定距離離れて同心円状に設けられる  
ことを特徴とした遊技機。」である。

そして、本発明とは別の発明として、以下の手段を例示する。

手段 1：遊技機において、

始動条件の成立に基づいて図柄を変動表示させ、該変動表示の結果に基づいて利益を付与する遊技機であって、

前記図柄の変動表示中に行う演出に関する電子部品が実装されている演出基板を備え、  
該演出基板は、

基板表面に明色のソルダレジストが施されていると共に、基板外周の特定部位に基板外周を形成した際に他の部位とは異なる痕跡が生じた特定痕跡部が設けられており、

複数の前記特定痕跡部により囲まれている特定領域に、所定の電子部品が設けられている

ものであることを特徴とする。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0092

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0092】

このように、本発明によれば、興趣の低下を抑制させることができることが可能な遊技機を提供することができる。

10

20

30

40

50